

鳥取市立学校条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年6月27日

鳥取市長 深澤義彦

鳥取市条例第28号

鳥取市立学校条例の一部を改正する条例

鳥取市立学校条例（昭和39年鳥取市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第1条中「鳥取市立小学校」の次に「、鳥取市立義務教育学校」を加える。

第2条の表鳥取市立湖南学園中学校の項、鳥取市立福部未来学園中学校の項及び鳥取市立鹿野中学校の項を削る。

第3条の表鳥取市立湖南学園小学校の項、鳥取市立福部未来学園小学校の項及び鳥取市立鹿野小学校の項を削る。

第18条を第19条とする。

第17条第1項中「第8条」を「第9条」に改め、同条を第18条とする。

第16条第2号中「第13条」を「第14条」に改め、同条を第17条とする。

第15条第2項中「第13条」を「第14条」に改め、同条を第16条とする。

第14条を第15条とし、第8条から第13条までを1条ずつ繰り下げる。

第7条中「第5条」を「第6条」に改め、同条を第8条とする。

第6条を第7条とし、第5条を第6条とし、第4条を第5条とし、第3条の次に次の1条を加える。

（鳥取市立義務教育学校の設置）

第4条 鳥取市立義務教育学校を次のとおり設置する。

名称	位置
鳥取市立湖南学園	鳥取市六反田
鳥取市立福部未来学園	鳥取市福部町高江
鳥取市立鹿野学園	鳥取市鹿野町鹿野

別表中「第8条関係」を「第9条関係」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(鳥取市公民館条例の一部改正)

2 鳥取市公民館条例（昭和35年鳥取市条例第15号）の一部を次のように改正する。

別表第2項の表鳥取市立湖南地区公民館の項中「湖南学園小学校区」を「湖南学園校区」に改め、同表鳥取市立福部地区公民館の項中「福部小学校区」を「福部未来学園校区」に改める。

(鳥取市校区審議会条例の一部改正)

3 鳥取市校区審議会条例（昭和39年鳥取市条例第40号）の一部を次のように改正する。

第1条中「及び中学校」を「、中学校及び義務教育学校」に改める。

(鳥取市災害遺児手当支給条例の一部改正)

4 鳥取市災害遺児手当支給条例（昭和49年鳥取市条例第37号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「中学校」の次に「、義務教育学校の後期課程」を加える。

(鳥取市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

5 鳥取市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年鳥取市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第8条の3第1項第2号中「小学校」の次に「、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部」を加える。

(鳥取市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正)

- 6 鳥取市営住宅の設置及び管理に関する条例（平成9年鳥取市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項第9号中「中学校」の次に「、義務教育学校の後期課程」を加える。

(鳥取市暴力団排除条例の一部改正)

- 7 鳥取市暴力団排除条例（平成24年鳥取市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第9条第1項中「鳥取市立中学校」の次に「及び鳥取市立義務教育学校の後期課程」を加える。

(鳥取市いじめ防止対策推進委員会条例の一部改正)

- 8 鳥取市いじめ防止対策推進委員会条例（平成26年鳥取市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第2条中「及び中学校」を「、中学校及び義務教育学校」に改める。

(鳥取市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

- 9 鳥取市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年鳥取市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「小学校」の次に「又は義務教育学校の前期課程」を加える。

第10条第3項第4号中「中学校」の次に「、義務教育学校」を加える。